

定期監査の結果

(平成25年度財務)

愛媛県監査事務局

1 定期監査の実施方針

定期監査(地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査)において、同条第 1 項の規定による財務監査を、次の事項に主眼を置き実施した。

- ① 財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか
- ② 経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうか

2 定期監査の執行状況

平成 25 年度財務に係る定期監査は 232 機関に対して実施した。そのうち、168 機関は実地により、64 機関は書面により監査を実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
知事部局	114	12	126
本庁	65	0	65
地方局	32	0	32
地方機関	17	12	29
諸局	4	0	4
本庁	4	0	4
教育委員会	31	44	75
本庁	8	0	8
地方機関(高等学校等)	23	44	67
公安委員会	9	8	17
本庁	1	0	1
地方機関(警察署)	8	8	16
公営企業管理局	10	0	10
本庁	3	0	3
地方機関(病院等)	7	0	7
合計	168	64	232
本庁	81	0	81
地方機関(地方局を含む。)	87	64	151

3 定期監査の結果

(1) 監査結果の処理区分

ア 指摘事項

・公表事項

監査委員が、指摘事項を公表(県報掲載)するもの

・文書通知事項

監査委員が、監査を実施した機関に対して、指摘事項を文書で通知するもの

イ 指導事項

監査委員が、改善すべき事項を口頭等で伝達するもの

(2) 指摘事項の状況

平成 25 年度財務に係る指摘事項の内訳は次のとおりである。

なお、主な指摘の内容は、本書付録に収録している。

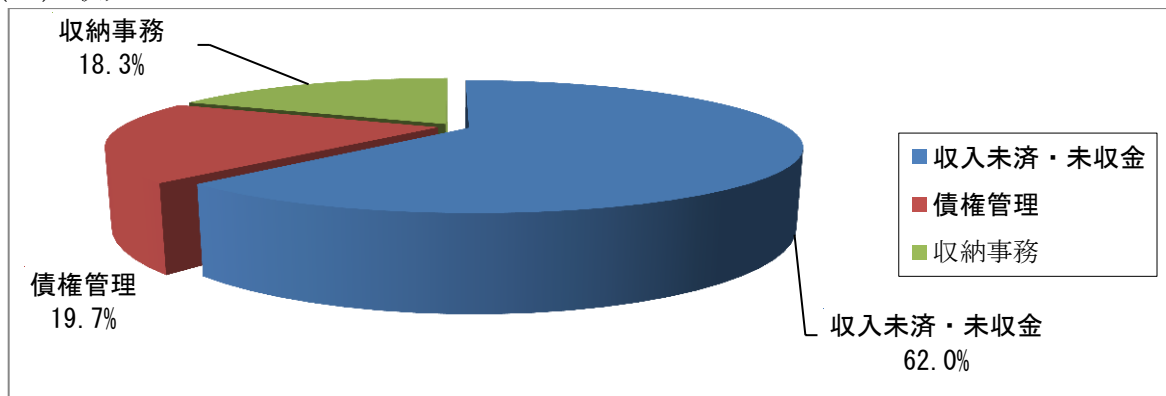
ア 会計別

区分	指摘件数	うち公表
普通会計	189	63
企業会計	30	12
合計	219	75

イ 内容別

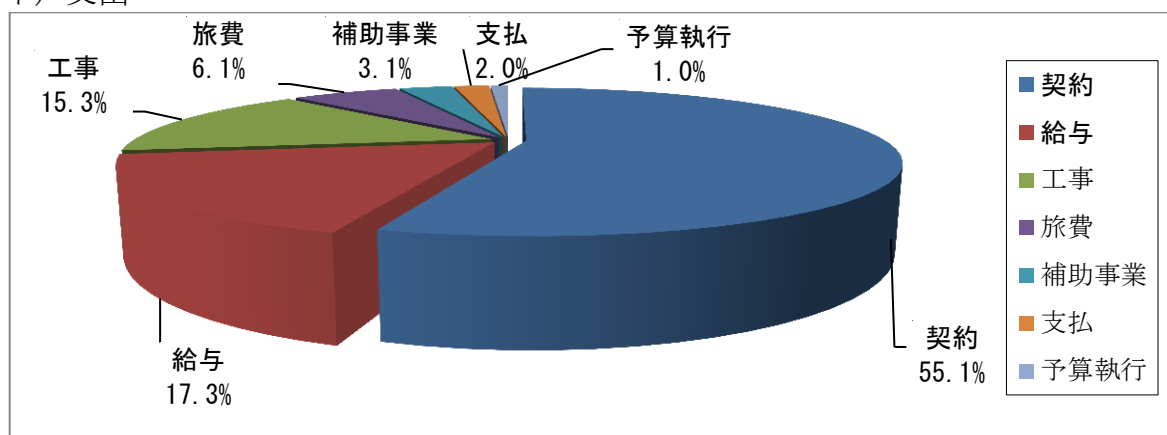
区分	収入	支出	その他	計
指摘件数	71	98	50	219
うち公表	60	3	12	75
構成比 (%)	32.42	44.75	22.83	100.00

(ア) 収入



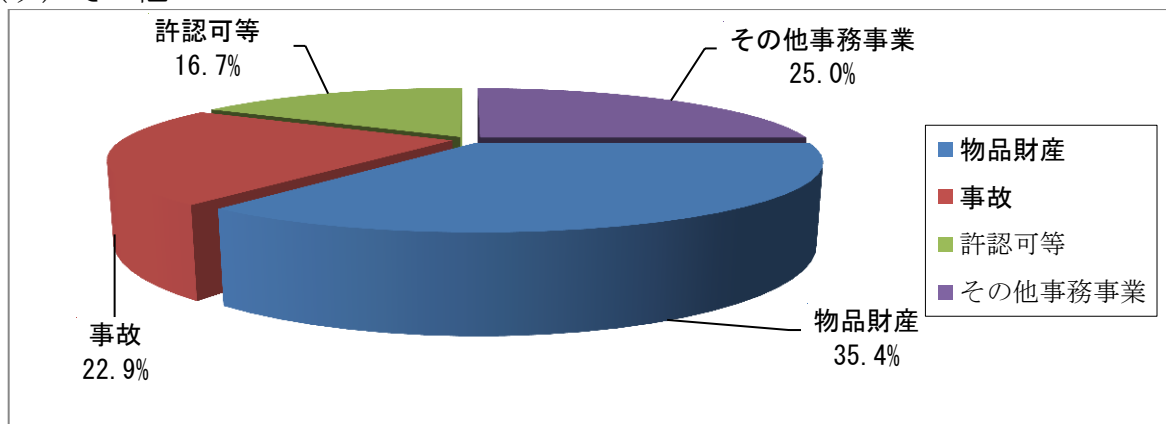
収入に関する指摘件数は、収入未済・未収金に関すること 44 件、債権管理に関すること 14 件、収納事務に関すること 13 件である。

(イ) 支出



支出に関する指摘件数は、契約に関すること 54 件、給与に関すること 17 件、工事に関すること 15 件、旅費に関すること 6 件、補助事業に関すること 3 件、支払に関すること 2 件、予算執行に関すること 1 件である。

(ウ) その他



その他に関する指摘件数は、物品財産に関すること 19 件、給与に関すること 11 件、許認可等事務に関すること 8 件、その他事務事業に関すること 12 件である。

(3) 指導事項の状況

平成 25 年度財務に係る指導事項の内訳は次のとおりである。
 なお、主な指導の内容は、本書付録に収録している。

ア 会計別

区分	指摘件数
普通会計	105
企業会計	8
合計	113

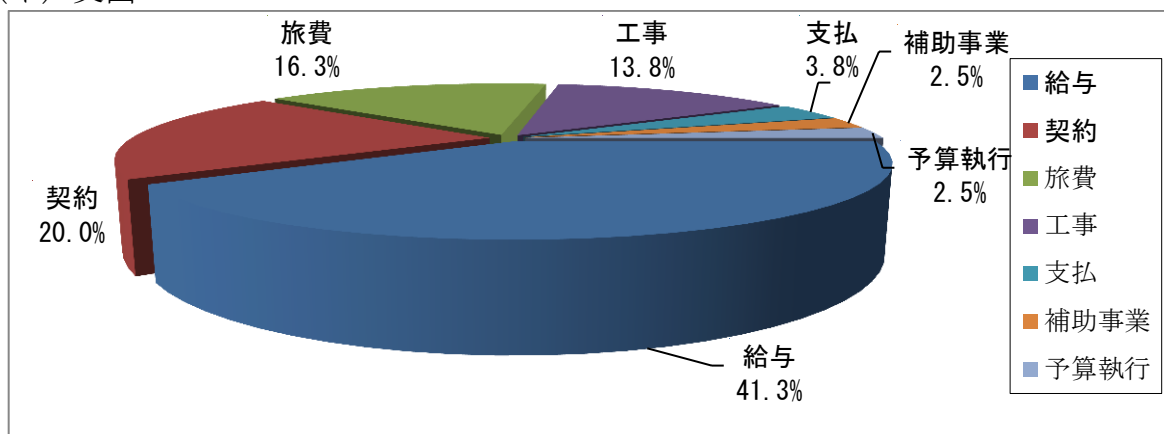
イ 内容別

区分	収入	支出	その他	計
指摘件数	2	80	31	113
構成比 (%)	1.77	70.8	27.43	100.00

(ア) 収入

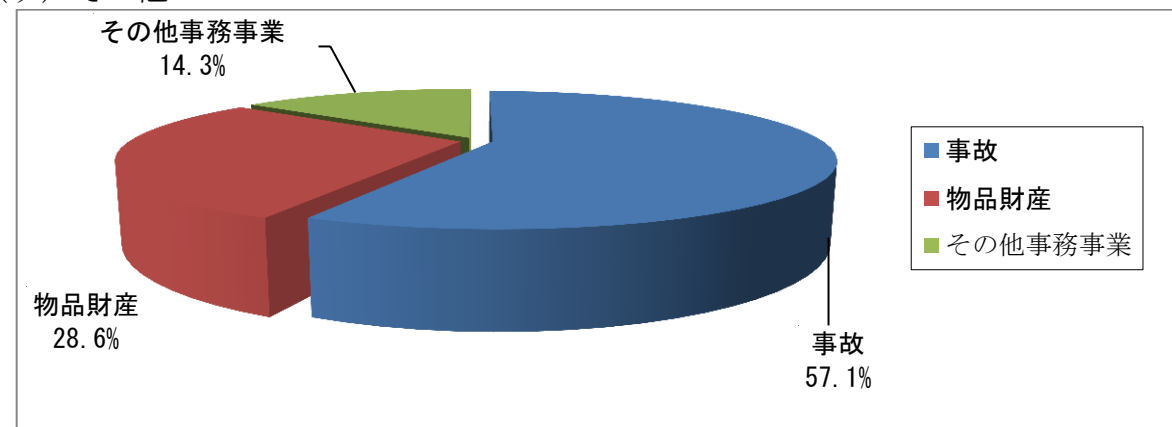
収入に関する指導件数は、収納事務に関すること 2 件である。

(イ) 支出



支出に関する指導件数は、給与に関すること 33 件、契約に関すること 16 件、旅費に関すること 13 件、工事に関すること 11 件、支払に関すること 3 件、補助事業の執行に関すること 2 件、予算の執行に関すること 2 件である。

(ウ) その他



その他に関する指摘件数は、事故に関すること 12 件、物品財産に関すること 6 件、その他事務事業に関すること 3 件である。

4 その他

定期監査にあたって、監査委員は、本県の事務処理が最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化や規模の適正化が図られているかという点にも配意する必要がある（地方自治法第199条第3項参照）ことから、関係機関に対して、監査結果に基づく「組織及び運営の改善合理化に関する意見」を提出した。

(1) 普通会計

- 特殊な工法の採用にあたっては、特に今後採用事例の増加が見込まれるものについては、事前の安全性照査や適切な施工管理が行われるよう、対策の検討を求めたもの
- 非常勤嘱託職員の就業に関する要綱において、勤務条件等が不明確となっていたことから、改善を検討するよう求めたもの
- 学校林のうち、分収林契約期間が満了したままとなっているものや活用見込みが乏しいものについては、県下統一的に、土地所有者との協議や今後の管理のあり方の検討を求めたもの
- 物品の寄附の受け入れに係る事務について、一部の機関において不適切な処理が見受けられたことから、本庁担当課に対して適正な会計処理の周知徹底や改善指導を図るよう求めたもの
- 一部の機関において上水道料金の支払額が継続的に増加していたため、節水の徹底を求めたもの

(2) 企業会計

- 直接工事費及び固定資産除却費用について、当初設計金額における比率により変更契約後の工事請負額を按分しているものが見受けられたが、公営企業会計の一般原則に則り、変更後の設計金額における比率による按分を検討するよう求めたもの
- 書面上、積算の根拠が不明確なまま予定価格を決定していた契約が見受けられたが、取引の実例価格、需給の状況等考慮すべき諸条件に従い適正に算定したことを説明できるよう、愛媛県会計規則に定める根拠資料の作成・保管に留意するよう求めたもの